

久留米市第8期高齢者福祉計画及び
介護保険事業計画の進捗状況

【令和3年度～令和4年度】

《計画期間 令和3年度～令和5年度》

令和5年7月

久留米市 健康福祉部
長寿支援課・介護保険課

1. 第8期計画の進捗状況

久留米市第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（計画期間：令和3年4月～令和6年3月）における、令和3年度及び令和4年度の各事業の取り組み状況を踏まえて、「成果指標」や施策体系毎の進捗状況を整理しました。

(1) 成果指標について

計画期間に目指すまちの姿を分かりやすく示すために、成果指標を設定しています。目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」です。

現時点での達成状況と課題などについては、以下のとおりです。

まちの姿成果指標…目指すべきまちの姿の柱ごとに指標を設定しています。

【自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち】

指標名	現状（R1）	現時点（R4）	目標（R4）
60歳以上で健康であると回答した人の割合	71.2% (R1 市民意識調査)	75.0% (R4 市民意識調査)	75.0% (R4 市民意識調査)
健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「参加者として」参加したい高齢者の割合	48.6% (R1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	45.8% (R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	53.0% (R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

「60歳以上で健康であると回答した人の割合」については、目標を達成していますが、「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「参加者として」参加したい高齢者」の割合は、目標より低くなっています。健康で自立した生活ができるまちの実現のため、計画に掲げる各事業を着実に実施していくことが求められます。

【見守り、支え合いの心が生きるまち】

指標名	現状（R1）	現時点（R4）	目標（R4）
60歳以上で地域での支え合いや助け合いが充実していると回答した人の割合	63.8% (R1 市民意識調査)	63.3% (R4 市民意識調査)	67.0% (R4 市民意識調査)
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手で「そのような人はいない」と回答した高齢者の割合	27.7% (R1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	34.6% (R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	25.0% (R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

いずれの指標においても目標値を下回っています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、関係機関等と連携して、地域での支え合いや助け合いの意識や仕組みが広がっていきます。

【安全に、安心して暮らし続けることができるまち】

指標名	現状（R1）	現時点（R4）	目標（R4）
60歳以上で安全で安心して暮らせるまちだと回答した人の割合	81.7% (R1 市民意識調査)	79.0% (R4 市民意識調査)	85.0% (R4 市民意識調査)
地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている一般高齢者（※4）の割合	40.9% (R1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	48.2% (R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	50.0% (R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

（※4）一般高齢者・・・高齢者のうち、要介護、要支援認定を受けていない人

「60歳以上で安全で安心して暮らせるまちだと回答した人の割合」については、目標値には届きませんでした。また、「地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている一般高齢者の割合」については、計画策定時より7.3ポイント増加しました。適切な介護サービスの提供や、高齢者の権利擁護、住環境の確保など、高齢者が安全に安心して暮らし続けることができるまちを目指し、事業を進めていく必要があります。

（2）分野横断的視点による取り組み状況について

第8期計画では、計画の基本理念や目指すべき姿の実現に向けて、施策展開を図る上での基礎となる考え方として、7つの「分野横断的な視点」を設定しました。

分野横断的な視点による取り組み状況は、以下の表のとおりです。

- ① 市民との協働の推進
- ② 支え合う関係性の構築
- ③ 地域資源の連携
- ④ 多様化するニーズへの対応
- ⑤ 効果的な情報発信
- ⑥ ICTの活用
- ⑦ 新しい生活様式を踏まえた「新たな日常」の構築

分野横断的な視点	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
取組事業数 <small>(取組事業数/全事業数(110事業))×100</small>	13 (12%)	13 (12%)	19 (17%)	15 (14%)	17 (15%)	7 (6%)	5 (5%)

「地域資源の連携」及び「効果的な情報発信」の視点を持って取り組んでいる事業が多くあり、一方で、「新しい生活様式を踏まえた「新たな日常」の構築」及び「ICTの活用」の視点を持って取り組んでいる事業は少ない結果となりました。目指すべき姿の実現に向けて、分野横断的な視点による取り組み状況を確認していきます。

（3）各施策の指標について

第8期計画では、事業の達成度を確認するために、主な18の事業について、事業目標指標を定めています。

事業目標指標の達成状況としましては、「達成できたもの」が7項目（39%）、「概ね達成できたもの」が7項目（39%）となっています。

しかし、「達成できなかった」事業も3項目（17%）あり、達成に向けた課題の整理や手法の見直し等について検討する必要があります。

A (達成できた)	B (概ね達成できた)	C (達成できなかった)	D (事業未着手)	— (実績集計中)	合計
7 (39%)	7 (39%)	3 (17%)	0 (0%)	1 (5%)	18

事業目標指標ごとの令和4年度評価

章	目標指標	単位	R4 目標値	R4 実績値	R4 評価
第1章 健康づくりと介護予防の推進	特定健康診査受診率	%	58.0	37.0	C
	住民主体の介護予防の場の数	箇所	140	集約中	—
第2章 積極的な社会参加の推進	シルバー人材センターの会員数	人	1,500	1,193	B
	単位老人クラブの活動回数	回	39,000	37,206	B
第3章 住み慣れた地域で暮らすための支え合う仕組みづくり	担い手づくりや生活支援サービスに取り組む校区数	校区	15	18	A
	ふれあいの会訪問回数	回	266,000	236,662	B
第4章 地域における多職種連携による支援体制の強化	地域包括支援センターの相談件数	件	31,000	42,918	A
	個別・地域課題検討ケア会議の開催件数	件	110	61	C
第5章 災害や感染症への備えの強化	避難所を住民と市が協働で運営する校区数	校区	38	24	C
	避難行動要支援者名簿の名簿登録者数	人	6,500	4,879	B
第6章 認知症施策の推進	認知症サポーター養成人数(延べ)	人	33,500	37,084	A
	認知症カフェの設置数	箇所	9	11	A
第7章 権利擁護の推進	成年後見センター相談件数	件	485	726	A
	生活自立支援センターの新規相談受付件数	件	1,020	1,484	A
第8章 生活環境の整備	有料老人ホームへの立入検査件数(累計)	件	52	66	A
	生活支援交通の導入校区数	校区	35	32	B
第9章 介護保険事業の円滑な実施	ケアプランチェック対象事業所数	事業所	24	19	B
	運営上の課題で「マンパワー不足」と回答する事業所の割合	%	54	66	B

(4) 各施策体系の進捗状況について

各施策の進捗状況、課題、今後の取り組みについては、次頁以降、各章別に整理しています

第1章 健康づくりと介護予防の推進

施策の方向性

高齢者が加齢に伴い心と体の活力が低下する状況を予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、健康教育やウォーキング等の健康づくりを推進します。

また、フレイル予防や通いの場への活動支援等の介護予防に取り組むとともに、生活習慣病等の重度化予防を図るため、地域の健康課題を把握し、課題に応じた支援を行う保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

[主な施策（事業）]

- ・健康づくりの推進
- ・介護予防の推進
- ・保健事業と介護予防の一体的な実施

実績

- ・健康づくりの推進として、生活習慣病の予防や健康の増進を図るため、地域の関連団体と連携し、健康教室・健康相談や特定健康診査、特定保健指導を実施しました。
- ・市民が心の病について正しく理解し、精神的健康の保持・増進を図るために、講演会等の啓発活動やカウンセラー等の専門家による相談活動を実施しました。
- ・市民の自主的な健康づくりを推進するために、市民によるウォーキングやラジオ体操の活動の支援や啓発を実施しました。
- ・高齢者が身近な場所で介護予防に取り組めるように、運動・口腔の専門職派遣や担い手の養成等、住民主体の介護予防活動を支援しました。また、保険事業と介護予防の一体的な実施として、生活習慣病等の重症化予防を目的とした保健指導や、高齢者の通いの場等で健康教育・健康相談を実施しました。
- ・コロナ禍により中止や活動を制限されていた介護予防教室や講演会、健康相談等の各種イベントを再開し、活動を強化しました。

課題

- ・健康教育・健康相談の開催については、地域差があるため、実施回数の少ない地域への介入が必要です。
- ・特定健診の受診率が目標値に届いていないため、受診環境の整備や効果的かつ効率的に受診勧奨を実施していく必要があります。
- ・通所型のサービスについては、従来型や基準緩和型の通所サービスの利用が集中しているため、ニーズを踏まえた総合事業の見直しが必要です。
- ・教室型の介護予防事業について、運動のきっかけづくりとして有効ですが、教室終了後の活動の継続に繋がりにくい状況があるため、参加者同士の仲間づくりを促し、身近な場所で介護予防に取り組めるよう支援していく必要があります。

今後の取り組み

- 健康教育・健康相談について、介護予防事業と一体的に実施しながら、より効果的に取り組んでいきます。
- 特定健診の受診率向上のため、未受診者へのハガキや SMS の送付、かかりつけ医からの受診勧奨等に取り組んでいきます。
- 総合事業の見直しを行い、住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりを検討していきます。
- 地域で介護予防に取り組む自主グループに対し、講師派遣等の運営支援や情報発信等を通して、住民主体の通いの場の活性化を図り、身近な場所で継続して介護予防や健康づくりに取り組める環境づくりを進めていきます。

第2章 積極的な社会参加の推進

施策の方向性

高齢者のこれまでの経験や多様な能力を活かし、活躍の機会を得られるよう、シルバー人材センターの活用や就労相談・支援等を通じて、就業機会の確保を図ります。

また、老人クラブの活動支援やよかよか介護ボランティアの実施等により、生きがいや仲間づくりを推進するとともに、教室や講座の開催による生涯学習の推進やスポーツ活動への参加の促進を図ります。

[主な施策（事業）]

- ・ 就業機会の確保
- ・ 生きがいづくり・仲間づくりの推進
- ・ 生涯学習・スポーツ活動等の推進

実績

- ・ 高齢者の就業機会の確保として、シルバー人材センターの活用や久留米市ジョブプラザで国や県の就労支援機関と連携し、職業相談や紹介等の就労支援を行いました。また、事業所に対して、高齢者雇用に係る理解促進のため、関係法令や制度の情報発信を行いました。
- ・ 高齢者の仲間づくりや社会参加活動の促進のために、老人クラブが行う健康づくりや社会奉仕に必要な経費の一部を助成する等の支援を行いました。また、高齢者が介護施設等で実施するボランティア活動の支援を行うなど、仲間づくりや社会参加活動の支援を行いました。
- ・ 生涯学習の推進として、生涯学習の入門講座であるシニアアカデミーやパソコン教室を開催し、高齢者に知識や技術を習得する機会を提供しました。また、スポーツや文化活動等の推進のため、運動教室やスポーツ大会、アート活動の支援を行い、生きがいづくりや多様な社会参加の場づくりを進めました。

課題

- ・ 定年延長等の制度改正の影響でシルバー人材センターの会員確保が困難になっています。
- ・ 老人クラブの加入者数・クラブ数については、減少幅は逡減されたものの減少が続いています。
- ・ よかよか介護ボランティアについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者施設等でのボランティア活動の受け入れが難しい状況がありました。
- ・ 高齢者のパソコン教室やシニアアカデミー等において、参加者が少ない回もあり、内容の見直し等が必要です。また、シニアアート展では、出展者数及び来館者数は増加したものの、出展数が減少したため、更なる周知啓発が必要です。

今後の取り組み

- 関係機関と連携し、シルバー人材センターの会員確保や受注拡大の取組を支援していきます。
- 老人クラブ連合会と連携し、新規会員の増加や新規クラブの立ち上げに向けて支援していきます。
- よかよか介護ボランティア活動の活性化に向け、ボランティア活動者同士の交流会を実施します。また、ボランティア活動をはじめとする、多様な社会参加の場を紹介する啓発物の作成に取り組みます。
- 生涯学習やシニアアート展など、高齢者のニーズを踏まえた内容の見直しや周知啓発を行い、趣味活動等を通じた生きがいを支援していきます。
- 就労や仲間づくり、生涯学習やスポーツ活動等を推進し、社会参加の場や機会を充実させていきます。

第3章 住み慣れた地域で暮らすための支え合う仕組みづくり

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、支え合い推進会議や小地域ネットワーク活動の推進、市民活動、地域コミュニティ活動の支援等、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、一人暮らしの高齢者等の在宅生活を支援するために、介護予防・生活支援サービスの提供や介護用品購入の助成等を行うとともに、在宅で介護を行う家族等の負担軽減を図ります。

[主な施策（事業）]

- ・支え合いの仕組みづくり
- ・一人暮らし高齢者等への在宅生活支援
- ・介護家族への支援

実績

- ・支え合いの仕組みづくりとして、46校区に設置された支え合い推進会議において、生活支援コーディネーターが参画し、地域の現状把握や課題整理、サービスの開発やマッチング、関係機関との連携促進を行いました。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯等が安心して生活できるように、校区のふれあいの会やくるめ見守りネットワークが中心となり、見守りや訪問活動を実施しました。
- ・高齢者の在宅生活支援としては、できる限り在宅で生活するために重要となる排泄ケアの負担を軽減するために、在宅の高齢者やその家族に対して、紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成しました。さらに、緊急通報や専門職への健康相談が可能な通信機の貸与については、より多くの方が利用できるように対象機器を拡大し、緊急時の不安解消や、生活の安全確保につなげました。
- ・介護家族への支援として、在宅介護に必要な知識や技術の習得を目指す家族介護教室の開催や、在宅介護をしている家族に対し家族介護慰労金の支給を行いました。また、介護離職の防止に向けた周知・啓発など、在宅で介護を行う家族等の負担軽減や仕事と介護を両立できる環境づくりに取り組みました。

課題

- ・コロナ禍で会議の開催が制限されていたことや校区役員の交代などにより、支え合い推進会議を構築する段階の校区もあり、進捗状況に差が出ています。また、校区のコミュニティ組織以外の社会福祉法人等の組織との連携が不足している校区もあります。また、校区社協やふれあいの会等が行う食事サービスやサロン活動等に停滞が見られています。
- ・訪問型の介護予防・生活支援サービスについて、一部のサービスで利用者が低迷しているため、見直しが必要です。
- ・高齢者を地域で見守る活動について、一部の協力事業者や民生委員に集中しているため、活動の担い手としての一般市民への周知啓発が必要です。
- ・在宅で介護を行う家族等の負担軽減や孤立防止のため、家族介護教室や家族介護慰労金の支給等について、対象者にいかに周知するかが課題となっています。

今後の取り組み

- 校区の実情やニーズを踏まえながら、支え合い推進会議の運営支援やふれあいの会やいきいきサロン等の活動の充実・強化を図り、地域での支え合い活動を活性化させていきます。
- 訪問型の介護予防・生活支援サービスについて、高齢者の自立支援につながるよう、ケアマネジャーへの周知や関係機関からの情報収集を行い、より利用しやすい制度になるように見直していきます。
- 地域における見守り活動の担い手の拡大及び活性化を図り、また、日常生活上の課題を抱える方を早期に発見し適切なサービスへ繋ぐなど、安否確認が必要な事案自体を減少させることを目指していきます。
- 在宅で介護を行う家族等に対して、各種サービスを利用する際やケアマネジャーを通して、制度や講座の周知を行っていきます。また、家族介護教室において、参加者同士で交流する時間やグループワークを取り入れ、介護に関する悩みなどを共有できる場をつくります。

第4章 地域における多職種連携による支援体制の強化

施策の方向性

高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、地域ケア会議の効率的な運営を行い、医療や介護、福祉等の多職種連携による個別課題の解決や地域課題を踏まえた政策形成につなげるとともに、社会資源の把握や普及啓発を行い、在宅医療と介護サービスが継続的に提供されるよう関係機関との連携を強化します。

[主な施策（事業）]

- ・ 地域包括支援センターの機能充実
- ・ 地域ケア会議の効果的な運営
- ・ 在宅医療・介護連携の推進

実績

- ・ 地域包括支援センターにおいては、利用者の相談等に適切に対応できるように専門職を配置し、地域の関係機関・団体等とのネットワークを構築しながら、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のための支援を行いました。その結果、地域包括支援センターの相談件数は目標値を大きく上回りました。
- ・ 地域ケア会議は、課題を抱える高齢者への適切なケアの確保や介護支援専門員によるケアマネジメントを支援するため、関係機関・団体等との連携のもと、自立支援地域ケア会議や個別支援地域ケア会議等を開催しました。
- ・ 在宅医療・介護連携の推進として、在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、入退院時の医療・介護の連携状況の確認や人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発について検討しました。普及啓発としては、地域の医療・介護サービスに係る関係機関への調査により把握した社会資源の情報を各医師会のホームページに公開したほか、関係者や市民への研修・講座を開催しました。

課題

- ・ 地域包括支援センターへの相談件数は年々増加しており、また、その内容についても複雑化しています。
- ・ 個別・地域課題検討ケア会議については、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催が制限されたことや、会議内容の見直し等により、目標には届きませんでした。

今後の取り組み

- ・ 高齢者やその世帯が抱える複合的な課題に対応できるよう、地域包括支援センターをはじめ、関係機関との連携を図っていきます。また、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることの認知度の向上のため、効果的な周知方法を検討していきます。
- ・ 地域ケア会議において、高齢者が抱える個別課題や地域課題に対し、多職種で協働しながら、課題解決につながるような政策形成に取り組めます。

- ・入退院時における在宅医療・介護連携を図ることを目的とした入退院調整ルールについて、運用状況の把握を行い、継続して取り組みます。
- ・在宅医療・介護連携センターにおいて、医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの相談受付や情報提供、医療・介護サービス関係者への研修、出前講座等による市民への普及啓発等を実施していきます。

第5章 災害や感染症への備えの強化

施策の方向性

高齢者が災害の発生時に、迅速かつ安全に避難できるよう、地域と行政の協働による避難所運営や避難所の感染対策等、避難環境等の整備を進めます。

また、高齢者等の避難行動要支援者の避難体制の確保を図るとともに、介護サービス事業者等への災害や火災等の啓発・指導に取り組みます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、診療・検査体制の構築や医療用物資の備蓄等の備えの強化を図ります。

[主な施策（事業）]

- ・ 避難環境等の整備
- ・ 避難行動要支援者の避難体制確保
- ・ 介護事業者等への指導
- ・ 新型コロナウイルス感染症への備え

実績

- ・ 避難環境等の整備として、突発的な災害にも迅速に避難所の開設ができるよう、地域との協働による避難所の開設・運営を24校区で実施しました。また、体調不良者や新型コロナウイルス陽性者、濃厚接触者に対して専用の避難所の開設やパーティションの導入、消毒液などの感染対策に必要な物資の備蓄を行いました。
- ・ 避難行動要支援者の避難体制確保として、支援体制の確立や災害時の備えの構築のため、名簿を活用した図上訓練の実施や災害時マイプラン作成、名簿未登録の避難行動要支援者に対する登録促進に取り組みました。
- ・ 介護事業者等への指導として、集団指導や防火指導を行い、避難訓練の実施や各種の災害に対する計画の作成を促すなど、防災対策の啓発・指導に努めました。また、感染症対策についても、最新情報の提供や、感染対策委員会や指針の整備等の感染対策の必要性の周知、衛生対策物資の提供等を行いました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への備えとして、新型コロナウイルス感染症に関する各種相談等に対応するための相談センターの設置や市ホームページや公式ライン、各種講座等において注意喚起を行いました。また、感染拡大防止のために、感染症の専門家である感染管理認定看護師等の高齢者福祉施設等への派遣、緊急的な支援としての感染対策物資の提供を行いました。

課題

- ・ 避難所の協働運営については、地域役員の高齢化により早朝・深夜の従事などが難しくなっています。また、避難所での感染対策のためのルールづくりや必要な物資等の備蓄が求められています。
- ・ 災害発生時における避難行動要支援者の人的被害を軽減するため、制度の普及や図上訓練、災害時マイプラン作成の推進、社会福祉協議会と連携した個別支援強化などが必要です。

今後の取り組み

- ・避難所の協働運営については、校区の実情を踏まえ、実施の検討を行っていきます。
また、マスクや消毒液などの感染症対策物資の備蓄や防災リーダーの養成、高齢者等の情報弱者に対する避難情報の発信等に取り組んでいきます。
- ・要支援者名簿の登録や図上訓練の実施を推進し、地域の支援者の拡大及び意識醸成を図ります。また、災害時マイプランについては、要支援者や地域の支援者、専門職等の様々な主体ができる作成できるような仕組みづくりを進めていきます。
- ・介護サービス事業所等に対する集団指導、実地指導、各種の情報提供等を通じて、防災対策や感染症対策に関する啓発・指導に努め、災害や感染症等による非常時においても、事業所が必要なサービスを継続して提供できる体制等の支援を行っていきます。

第6章 認知症施策の推進

施策の方向性

認知症になってもならなくても、安心して暮らしていけるよう、認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成等の認知症への理解を深めるための普及・啓発に取り組みます。

また、認知機能のチェック等の認知症に気づき対応できる仕組みづくりを進めるとともに、認知症の人やその家族を支援するための新たな仕組みづくりに取り組みます。

[主な施策（事業）]

- ・ 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- ・ 認知症に気づき対応できる仕組みづくり
- ・ 認知症の人やその家族への支援

実績

- ・ 認知症の正しい理解のため、介護事業所、地域団体等と連携し、「認知症講演会」の開催や「認知症支援ガイドブック」の配布等を通じて、認知症に関する普及・啓発に取り組みました。また、「認知症サポーター養成講座」を学校や企業等で開催し、目標値を超える認知症サポーターを養成しました。
- ・ 認知症に気づき対応できる仕組みづくりとしては、医療機関等と連携し、「ものわずれ予防検診」や「認知症予防講座」を実施し、認知機能の簡易検査や認知症の基礎知識の普及等を通じて、医療機関等への受診勧奨や認知症予防のための動機付けを行うなど、認知症の早期発見・早期対応に努めました。また、認知症の方が、速やかに適切な医療・介護のサービスが受けられるように、認知症サポート医と医療や介護の専門職で構成される「初期集中支援チーム」を運営しました。
- ・ 認知症の人やその家族への支援としては、孤立防止や介護者の負担の軽減等を目的とする「認知症カフェ」について、開設講座やマニュアルの作成等を通じて、人材育成や運営についての助言等を行い、市内11箇所にて拡大しました。また、認知症介護電話相談では、より利用しやすくするため、専用ダイヤルを設置しました。
- ・ コロナ禍においても、認知症の周知啓発や早期発見の機会を確保するため、内容の見直しを行い、事業継続に取り組みました。

課題

- ・ 認知症サポーターが習得した知識等を活かし、地域での活動に繋げていくための仕組みや、高齢者に身近な店舗等へ認知症サポーター養成講座の働きかけを検討していく必要があります。
- ・ 「認知症支援ガイドブック」について、最終改訂が平成30年度であり、国の制度改正の状況等を踏まえ、掲載内容の見直しを行う必要があります。
- ・ 「初期集中支援チーム」では、面会ができない、キーパーソンが不在である等の困難事例が増加しています。
- ・ 認知症カフェについては、設置数は増えていますが、認知症カフェ運営者との協議の機会や情報共有の場を設ける必要があります。

今後の取り組み

- ・今後も増加が見込まれる認知症高齢者について、認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、チームオレンジ活動等を通して、地域の各種団体等の活動を活かした支援の仕組みを構築していきます。
- ・認知症サポーターを養成するだけでなく、習得した知識等を活かし、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な活動につなげるため、認知症サポーターステップアップ講座等の実施について検討していきます。
- ・「認知症支援ガイドブック」について、より活用できるものにするため、認知症支援ネットワーク会議等で協議しながら、改訂に向けた検討を行います。
- ・「初期集中支援チーム」における困難事例等の共有や連携方法について、チーム員会議や認知症医療連携会議等において協議を行い、事例を通じた研修の場を設ける等して、職員のスキル向上にもつなげていきます。
- ・認知症の人やその家族の方が、身近な地域で相談できる場所を確保するため、認知症カフェの開設や運営に対する周知や支援を行います。
- ・行方不明高齢者位置情報検索サービスの利用補助について、補助対象機器の情報収集を行い、対象の拡大について検討します。

第7章 権利擁護の推進

施策の方向性

高齢者の認知機能が低下しても、本人の意思が尊重され、尊厳が維持できるよう、成年後見制度の利用支援や成年後見センターの機能充実等、制度の普及・利用促進を図ります。

また、虐待防止に向けた意識の啓発として研修会等の実施や虐待に関する相談や通報に対する早期発見・対応に努めるとともに、権利擁護に関する各種相談の実施や生活困窮者等への支援に取り組みます。

[主な施策（事業）]

- ・ 成年後見制度の普及・利用促進
- ・ 虐待防止の意識啓発・早期発見・早期対応
- ・ 権利擁護に関する相談・支援

実績

- ・ 成年後見制度の普及・利用促進として、費用負担等を理由に成年後見制度の利用が制限されることがないように、申立て費用や後見人に対する報酬補助、本人や親族による成年後見制度の申立てが難しい場合の市長申し立てを行いました。また、令和3年度から成年後見センターに中核機関の機能を追加し、地域の関係機関等が連携するネットワークを構築し、成年後見の総合相談だけでなく、後見人支援や受任調整等を行いました。
- ・ 虐待防止の意識啓発・早期発見・早期対応として、地域包括支援センターや生活自立支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の権利擁護及び養護者支援を行いました。また、養介護施設職員向けの高齢者虐待防止研修会や市民向けの出前講座や家族介護教室等の機会を捉え、高齢者虐待に関する正しい知識の周知啓発を行いました。
- ・ 権利擁護に関する相談・支援として、消費者被害や女性のDV被害、相続などの多様な相談に対し、各種の相談窓口を通して必要な支援に繋げ、被害の拡大を防止しました。認知症等で判断能力が十分ではない方に対する金銭管理等のサービスの提供や、生活困窮者への継続した伴走型の支援を行うなど、高齢者の自立支援に取り組みました。

課題

- ・ 市長申立てにおいて、本人情報の整理や親族関係の確認などに時間を要しているため、成年後見人選任までの期間の短縮を図る必要があります。
- ・ 市民が後見等業務の新たな担い手として活動できるように、市民後見人の人材育成や支援体制の強化が求められています
- ・ 虐待の発見や通報が早期に行われるよう、虐待に関する正しい知識の周知啓発や養護者の介護負担の軽減、認知症への理解を促進していく必要があります。
- ・ 権利擁護に関する相談・支援については、高齢者が抱える課題が多様化、複雑化しているため、これらに適切に対応できるよう、相談体制の強化が求められています。

今後の取り組み

- 相談票の活用や親族関係図等作成の事務委託を行い、本人の権利擁護が迅速かつ円滑に進むように取り組みます。
- 家庭裁判所や成年後見センターと協議し、市民後見人選任に向けた環境を整備していきます。また、市や関係機関等における成年後見制度の普及や相談の連携を図り、地域連携ネットワークの構築を進め、本人の意思決定や後見活動の支援をしていきます。
- 家族介護教室や研修等を通して、市民や施設従事者の虐待や認知症に対する知識を深め、虐待事例の発見や早めの通報につなげていきます。また、関係機関と連携して、本人や擁護者支援に取り組みます。

第8章 生活環境の整備

施策の方向性

高齢者が安全に安心して暮らせるよう、市営住宅のバリアフリー化や養護老人ホーム等の住まいのセーフティネット、有料老人ホームなどの適正な運営等、安心して暮らせる住環境の確保に努めます。

また、円滑に移動できる環境整備として、歩道などのバリアフリー化の推進や生活支援交通の確保等に取り組みます。

[主な施策（事業）]

- ・安心して暮らせる住環境の確保
- ・円滑に移動できる環境整備

実績

- ・安心して暮らせる住環境の確保としては、高齢者等の住宅確保要配慮者への支援として、居住支援団体、不動産関係事業者等と連携し、「久留米市居住支援協議会」を令和4年に設立し、賃貸住宅への円滑な入居のための支援や住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進に取り組みました。
- ・市営住宅においては、住宅の確保が難しい一人暮らし高齢者の住宅確保支援のため、単身向け住宅の募集枠の拡充や、バリアフリー化の検討に取り組みました。
- ・有料老人ホームなど的高齢者施設に対して、立入調査等を計画的に実施し、適正な運営につながるよう努めました。
- ・物価高騰への対策として、介護事業所や高齢者施設に対し、利用者や事業者の負担の軽減を図るための補助金を交付しました。
- ・円滑に移動できる環境整備としては、路線バスなどの利用が不便な地域において、よりみちバスやコミュニティタクシーの運行を行いました。また、警察等と連携し、高齢者の交通事故防止の周知・啓発や反射材の着用、免許証の自主返納等を推進し、高齢者が加害者又は被害者となる交通事故の防止に努めました。

課題

- ・セーフティネット住宅の登録件数は増加していますが、住まいの確保に関する相談は少ない状況にあります。
- ・コミュニティタクシーについては、23校区が実施している状況となりましたが、実施校区拡大のため、制度改正を検討する必要があります。
- ・コロナ禍で減少傾向にあった交通事故件数が、令和5年より急激に増加しており、それに伴い高齢者関連の事故も増加傾向にあります。

今後の取り組み

- ・居住支援協議会等との連携を図りながら、セーフティネット住宅をはじめとする住宅情報の提供や入居困難事例の課題解決につなげます。
- ・有料老人ホームなど的高齢者施設に対しては、立入検査や集団指導等の機会を活用した効果的な指導や物価高騰等の社会情勢に応じた支援等を行い、安定かつ適切な運営につなげていきます。
- ・コミュニティタクシーについては、利用者アンケートや各校区との意見交換を行い

ながら、地域のニーズにあった制度改正を検討し、未導入地域に対しても、導入のための働きかけを行います。

- 高齢者関連の交通事故防止のため、様々な機会を捉えた周知・啓発、反射材の着用や免許返納等を促すなど、高齢者が加害者となる事故、被害者となる事故の両面から高齢者の交通事故防止に取り組みます。

第9章 介護保険事業の円滑な実施

施策の方向性

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度について、周知・啓発や相談体制の充実に努めます。

また、訪問調査や審査会の運営による適正な要介護認定やケアプランのチェックによる給付の適正化に取り組みます。さらに、介護サービス従事者への研修、介護相談員による入所者支援や介護人材確保等、介護サービスの質の確保を図るとともに、事業評価による保険者機能の発揮・向上に努めます。

[主な施策（事業）]

- ・ 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実
- ・ 適正な要介護認定
- ・ 給付の適正化
- ・ 介護サービスの質の確保
- ・ 保険者機能の発揮・向上

実績

- ・ ケアマネジャー・介護サービス事業所への研修会やオリエンテーションの実施、集団指導や実地指導、介護相談員による施設入所者への支援等により、介護保険サービスの質の確保を図りました。
- ・ 介護職員と学生の交流事業や、介護の魅力発信につながる動画等による情報発信、県が実施する ICT 導入支援事業等の周知などを通じて、介護人材の確保や、介護現場の生産性向上、業務負担の軽減に取り組みました。
- ・ ICT を活用した認定調査や、オンラインを活用した意見書の受理を開始するなど、円滑な認定調査の実施を図りました。また、認定審査会の委員研修や、審査会をオンラインに一本化するなどして、適正かつ効率的な審査会の運営に取り組みました。
- ・ ケアプランチェックや介護レセプトのチェック、ケアマネジャーへの研修等により給付の適正化を図るとともに、介護サービスの適切な利用と利用方法などについて、広報紙や動画配信、出前講座などを通じて市民への周知啓発に取り組みました。

課題

- ・ 高齢化、現役世代の減少といった社会情勢や、介護サービスのニーズなどを踏まえた取組を実施することが重要です。
- ・ 事業者や利用者への支援、制度の周知や啓発は、ICT やオンラインを活用するなどして、情報を確実に、タイムリーに提供するように努める必要があります。

今後の主な取り組み

- ・ 介護サービスの質の向上を図りながら、介護保険制度の適正かつ円滑な運営に努めていきます。

第10章 介護サービスの見込量と保険料

施策の方向性

サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により、第8期計画期間の利用量及び給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

[主な施策（事業）]

- ・ 介護サービス基盤の整備方針
- ・ 介護保険サービス等の見込量の推計
- ・ 第8期計画における第1号被保険者保険料

実績

- ・ 増大する介護ニーズへ対応するため、第8期計画において、新たに地域密着型介護老人福祉施設（以下「地密特養」という。）を29床、認知症グループホーム（以下「グループホーム」という。）を18床整備することとしています。
- ・ グループホームは、令和5年1月に開設し、地密特養は令和5年10月の開設を目標に整備を進めています。

今後の取り組み

- ・ 事業者と整備状況の進捗を確認しながら、目標時期の開設に向けて取り組みます。